引っ越し・就職などに伴う

各種届出・証明書請求はお忘れなくお早めに

□…３月 25 日、４月１日、８日の日曜日にも区役所・支所を臨時開所して行う業務（時間＝午前９時～正午）

異動があったとき

主な届出の種類		いつまでに	持参するもの	窓口
住所の変更	市外から転入	住所を定めた日から14日以内	転出証明書	市民窓口課（☎371-7191、371-7192）
	市外へ転出	転出の日までに	印鑑、届出人確認書類（※）、本人・世帯主以外の場合は委任状	新住所地の市民窓口課・出張所
	市内で異動	住所を定めた日から14日以内		
外国人の方の住所変更	本人及び新住所地での同一世帯の家族以外の方は手続きできません		外国人登録証明書	新住所地の外国人登録担当課（前住所地への届出は不要）
印鑑登録	転出届により自動的に登録抹消となります。新住所地で登録申請してください。市内での住所変更の場合は、印鑑登録証を引き続き使用することができます。		印鑑、運転免許証等官公署発行の写真付身分証明書（即日発行の場合）、届出人確認書類（※）、本人以外の場合は委任状	新住所地の印鑑登録担当課
国民健康保険	市外から転入	異動日から１４日以内	印鑑、本人確認書類（※）	保険年金課（☎371-7252）
	退職等で加入		資格喪失証明書	
	市外へ転出		保険証	
	就職等で資格喪失		職場の健康保険証	
	区内で異動		保険証、印鑑	
	市内で異動			新住所地の保険年金課
国民年金	加入者　市外から転入		年金手帳、印鑑	保険年金課（☎371-7254）
	加入者　退職等で加入		資格喪失証明書等	
	加入者　市外へ転出		届出不要（新住所地で届出）	新住所地の年金担当課
	受給者	新住所地所管の年金事務所へ住所変更届（新住所地の年金担当課にて配布）を送付		
介護保険（65歳以上の方）	市外から転入	異動日から１４日以内	印鑑、本人確認書類（※）、受給資格証明書（認定を受けている場合）	福祉介護課（☎371-7228）
	市外へ転出		印鑑、介護保険被保険者証、各種減額証（お持ちの方）	
	市内で異動			新住所地の福祉介護課
その他の届出	◎長寿（後期高齢者）医療制度→保険年金課（☎371-7252） ◎老人医療、母子家庭等医療、障害者医療、子ども手当、子ども医療→福祉介護課（☎371-7216） ◎身体障害者手帳、療育手帳、特別障害者手当→支援課（☎371-7217） ◎児童扶養手当→支援課（☎371-7218）			

証明書の発行

証明書の種類		持参するもの	窓口
住民票など	住民票の写し、住民票記載事項証明、登録原票記載事項証明	請求人、申請人確認書類（※）、同一世帯の方以外の場合は委任状（戸籍は直系親族以外は委任状が必要）	市内すべての区役所・支所の市民窓口課、出張所（一部）、**証明書発行コーナー**（証明書発行コーナーでは戸籍の取扱いはできません）
	戸籍謄・抄本証明など		
	印鑑登録証明	印鑑登録証	
各種税証明	所得証明、課税証明、評価証明、納税証明（市・府民税、法人市民税、固定資産税）	請求人・申請人確認書類（※）、代理人・同居していない家族などの場合は委任状、納税通知書、代表者印（法人の場合）	
	納税証明（軽自動車税）		市内すべての区役所・支所の市民税課（課税課）
	住宅用家屋証明	印鑑、その他必要書類	資産所在地の区役所・支所の市民税課（課税課）

※確認書類…運転免許証やパスポートなどの本人または届出人、請求人、申請人であることを証明する書類
京都市情報館（ホームページ）から各種申請書をダウンロードできます。

日曜日にも区役所・支所で転入・転出等の手続きができます

３月25日、４月１日、８日

～住民票の写しなどは、ターミナル証明書発行コーナーもご利用いただけます～

【開所時間】
午前９時～正午　（※出張所は開所しません）

【取扱業務】

窓口	業務	
市民窓口課	右に記載した業務のうち、転入・転出等に伴う手続	転入・転出・転居届、戸籍、印鑑登録など
	証明書発行	住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書など

※　その他の窓口では業務は行っておりませんのでご注意ください。
※　一部取り扱わない業務（税関係証明書の発行など）もあります。
※　上記取扱業務でも、他機関が閉庁している等の理由で、その場で対応できないこともありますのでご了承ください。

問　市民窓口課（☎ 371-7191）、総務課（☎ 371-7163）

ターミナル証明書発行コーナー

平日の午後７時まで、土日もOK！

住民票の写し、印鑑登録証明書などは、市内主要５駅（地下鉄北大路・山科・四条・竹田各駅、阪急桂駅）にあるターミナル証明書発行コーナーでも、お取りいただくことができます。ぜひ、ご利用ください！

【取扱時間】
平日　午前８時30分～午後７時
土、日曜日　午前８時30分～午後５時
（祝日、振替休日、国民の休日及び12／29～１／３を除く）

【取扱証明書】
①住民票の写し
②住民票記載事項証明書
③印鑑登録証明書
④登録原票記載事項証明書
⑤税関係証明書
⑥自動車臨時運行許可
※④の一部及び⑤は平日午後５時以降及び土曜日・日曜日には発行しておりません。受付のみを行い、発行は翌開所日以降（翌開所日が土曜日、日曜日にあたるときは、次の月曜日以降）になります。

問　市区政推進課（☎ 222-3085）

証明書を請求される際には、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類（※）をお持ちください。
※印鑑登録証明書の請求の場合は、印鑑登録証（カード）

下京区内の証明書発行コーナー

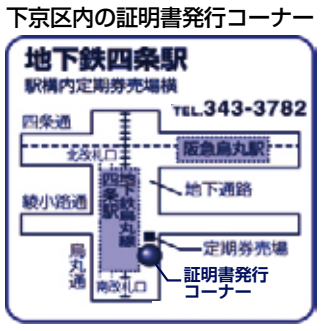

東日本大震災から１年

未曾有の災害となった東日本大震災が発生してから1年が経ちました。震災の被害に遭われたたくさんの方々のこと、震災発生によって起きた原発事故、帰宅難民などたくさんの課題について考えさせられた1年でした。

この1年間に下京区役所には9,266,662円（1月31日現在）にのぼる義援金をお寄せいただきました。これらの義援金は日本赤十字社を通じて被災地の復興支援に役立てられています。皆様のご厚情に心から感謝申し上げます。

また、下京区は被災地のひとつであり、これまで友好関係を築いてきた宮城県塩竈市の復興を応援するために、「下京区ふれ愛ひろば」に塩竈市長をお迎えし、塩竈市の名産品コーナーや被災状況を伝えるブースを設けるなど、支援の取組を行ってきました。

東日本大震災から1年という今この時に、もう1度、自然災害や防災について考えてみましょう。

◆下京区役所職員被災地派遣支援報告

平成23年10月から3か月間、被災地である宮城県石巻市で支援活動を行ってきました。石巻市は宮城県で2番目に大きい市で、人口が約15万2千人です。沿岸部が多く広範囲にわたって津波の被害を受けており、半年たっても建築物の解体や撤去が続いていました。私は主に乳幼児の健診や健康相談と、仮設住宅の入居者のこころと身体の健康支援に携わりました。

現地の復興は進んできた一方で心の問題は続いており、不安な気持ちや、やるせない思いを抱えながら生活されておられました。微力ながらも京都市が、前を向いて生きていこうとする人達のお役に立てればうれしいです。

（健康づくり推進課　西村佳恵）

固定資産税課では、澤が10月の9日間、宮本が11月の10日間、仙台市宮城野区役所に派遣され、義援金や災害見舞金の支給の基になる建物損壊の程度の内部調査の業務を行いました。東日本大震災では、津波被害だけでなく、3月11日の地震と4月7日の余震で、内陸部は地震の揺れによる建物被害が多く、調査対象家屋が大量に残っており、その支援を行いました。

また、日曜日の休日には、有志で、塩竈市、松島町、石巻市、女川町、南三陸町を視察し、津波被害の大変さも実感しました。

今回の派遣では、日頃から自治体職員が円滑に建物の被害認定を実施することができるよう認定基準や調査方法について、知識を得ておくことや、他の自治体や建築士会や土地家屋調査士等との協力体制を整備しておくことが重要だと感じました。

また、地震被害、津波被害、原発事故という複合被害を受け、被害地域も広範囲で、長期間にわたっており、自治体、企業からだけでなく、ボランティアなどの人手も、資金も必要だと思いました。

（固定資産税課　宮本信一・澤太郎）

けすぞう君からのお知らせ

「自主防災組織について」

東日本大震災が発生し、1年の月日が経った中で、今回は、大きな災害から被害の防止と軽減のために活動している地域の自主防災組織について紹介します。

Q 自主防災組織とは何ですか？

A 自主防災組織は、地域において自主的な防災活動を行うことを目的とするものですが、公的な防災機関と緊密な連携の下に、情報の伝達、避難の誘導や初期消火など同時多発的な広域災害に対して力を発揮してもらう必要があります。そのためにも各自が別々に行動するのではなく、団結して組織的に行動することが大切です。

組織構成は、おおむね学区を単位として自主防災会を設置し、町内会・自治会を単位に自主防災部を設置しています。自主防災会・自主防災部ごとに役員や役割分担を決め、防災器材の整備や防災訓練などを行い、いつ発生するかわからない災害に備えています。

Q 下京区の自主防災組織はどれくらいあるのですか？

A 現在、下京区には23の自主防災会があり、625の自主防災部が結成されています。今月には、区内各学区自主防災会相互の連携、協調を図るため、「下京区自主防災会連絡会」が発足する予定です。

Q どんな活動をしているのですか？

A 活動内容は、自主防災部ごとに地域の実情に応じた防災行動計画を策定し、これに基づき自主防災活動を行います。

平常時には、住民の皆さんに防災の知識を身に付けて頂けるように、防災知識の普及・地域での安全点検・防災検・家庭の安全点検・防災資器材の整備・防災訓練の実施・応急活動の対策などを行っています。

災害時は、まず家庭内の安全を確認します。そして、近隣者、町内などの身近な地域の被害状況を確認し、自主防災部として自主的に、情報の収集・通報・消火・救出救護・避難誘導・給食給水などを組織的に行い被害を最小限にくい止めます。

一人一人の防災への意識が向上することで力強い防災組織が構成されますので、地域の防災行事には積極的に参加していただきますようお願いします。

問　下京消防署（☎361・4411）